

令和3年12月
景観・地区まちづくり支援担当

景観法及び都市景観条例に基づく届出等のオンライン申請について（試行）

本市では、国の動向や新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、令和4年度末までに行政手続きの原則オンライン化を目指す方針を掲げています。この方針を踏まえ、この度、従来の紙による届出申請に加え、景観法及び都市景観条例に基づく届出等について、試行的にオンライン申請による受付を行います。

対象

- ・景観計画区域内における行為（変更）届出書／通知書
- ・都市景観形成地区内行為（変更）届出書／通知書
- ・着手届
- ・完了（中止）届
- ・景観計画特定地区内の屋外広告物事前相談

開始日

令和3年12月1日（水）

申請方法

市ホームページの「景観法及び都市景観条例に基づく届出等のオンライン申請について（試行）」に公開している専用フォームから申請を行ってください。

URL：<https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000133785.html>



お問い合わせ

川崎市まちづくり局計画部景観・地区まちづくり支援担当

電話：044-200-3022